社会福祉法人恒寿会役員及び評議員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人恒寿会(以下「法人」という。)の役員及び 評議員の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

- 第3条 役員及び評議員には、次の報酬を支給する。
 - (1)役員 報酬
 - (2)評議員 報酬
 - 2 第1項の規定にかかわらず、施設長等の職員を兼ねる役員には、報酬は 支給しない。

(報酬の額)

- 第4条 役員に対する報酬の額は、役員に対して、各年度の総額が500,00 0円を超えない範囲で支給する。
 - 2 役員に対する報酬の額は、理事会への出席、理事長の法人事業の事務の執 行及び監事の監査1回につき12,000円とする。なお、同日にあわせて 法人の業務を行った場合、報酬はこれを支払わないものとする。
 - 3 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席1回につき12,000円 とする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合、報酬はこれを支払 わないものとする。

(報酬の支給方法)

- 第5条 役員に対する報酬の支給の時期は、理事会への出席、理事長の法人事業 の執行及び監事の監査実施後1か月以内に支給する。
 - 2 評議員に対する報酬の支給の時期は、評議員会に出席した1か月以内に支給する。
 - 3 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むこととする。
 - 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改正)

第6条 この規程の改正は、理事会の議決及び評議員会の承認を得なければならない。

附則

平成12年4月1日制定「役員費用弁償規程」は、平成29年6月19日廃止する。

この規程は、平成29年 6月19日から施行する。